

第1章 計画改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

平成 12 年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本 21」は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し発症を予防する「一次予防」を重視した取り組みが推進されてきました。

平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))」では、21 世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合が約 3 割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、疾病による負担が極めて大きな社会になる』と捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進するために、次の 5 つの基本的な方向が示されています。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

平成 15 年 3 月に「健康日本 21」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、吉野川市では、市の特徴や市民の健康状態をもとに課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点を置いた健康増進計画「健康よしのがわ 21」を平成 20 年に策定し、取り組みを推進してきました。

今回、「健康よしのがわ 21」の計画期間が終了することに伴い、国の「基本的方針」と、計画の取り組みの評価及び新たな健康課題などを踏まえ、「健康よしのがわ 21 第 2 次」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、吉野川市総合計画を上位計画とし、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）と一体的に策定し、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図ります。

同時に、今回の目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとしします。

法 律	徳島県が策定した計画	吉野川市が策定した計画
健康増進法	健康徳島21	健康よしのがわ21 第2次
高齢者の医療の確保に関する法律	徳島県医療費適正化計画	第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画)
次世代育成支援対策推進法	徳島県次世代育成支援行動計画「第2期 徳島はぐくみプラン」	吉野川市次世代育成支援行動計画
食育基本法	徳島県食育推進計画	吉野川市食育推進計画
がん対策基本法	徳島県がん対策推進計画	(健康よしのがわ21 に含む)
歯科口腔保健の推進に関する法律	徳島県歯科口腔保健推進計画	(健康よしのがわ21 に含む)
介護保険法	徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画「とくしま高齢者いきいきプラン」	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
自殺対策基本法	徳島県自殺対策基本計画	(健康よしのがわ21 に含む)

3. 計画の期間

本計画の期間は2018(平成30)年度から2023(平成35)年度までの6か年とし、2023年度に計画の見直しを行います。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟な対応をするため、必要に応じて見直しを行います。